

「放送法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案」
に対し提出された意見と総務省の考え方

【意見募集期間：平成23年1月27日から同年2月25日まで】

No.	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方
1	総論	<p>今回の包括免許対象のフェムトセル基地局や屋内小型基地局は、従来の個別免許局と比べて、高層ビル・住宅の屋内や地下街等における携帯電話の不感エリアの解消、移動通信サービスの高度化・多様化などのニーズに対して、円滑かつ迅速に対応することが可能となります。これら基地局の包括免許化を可能とする審査基準案を弊社は基本的に賛成いたします。</p> <p>【イー・モバイル株式会社】</p>	<p>本件に賛同するご意見として承ります。</p>